

都市防災不燃化促進事業 Q&A

【助成対象建築物について】

番号	質問	回答
1	助成額はどれくらいですか？	建築助成の額は、建物の構造と助成対象延床面積によって算定します。 助成金額は「 助成額表（別表3） 」に記載されておりますので ご確認ください 。 ただし、区が定める助成対象基準により、床面積の一部が助成対象外になる場合があります。建物の形状等が決まりましたら事前にご相談ください。
2	除却のみの助成は可能ですか？	都市防災不燃化促進事業は建築が前提になっているため、除却のみの助成はできません。除却のみの助成をご希望の方は、不燃化特区制度（老朽建築物除却支援）・木造住宅除却工事助成事業が対象になる場合があるのでお問合せください。
3	区域の境界になっているが、助成対象となりますか？	新たに建てる建物の一部が区域内に入る場合は、建物の構造や形状により、一部が助成対象となる場合があります。建築の概要が決まりましたら事前にご相談ください。 助成対象となる場合、従前建物の一部が区域内であれば、除却加算助成の対象となる場合があります。
4	中小企業者では、どのような場合助成可能ですか？	・店舗や事務所、事業所を建替える（新築する）場合 ・自社所有の賃貸住宅を建築する場合 などが助成対象です。 販売目的の戸建てや分譲マンションは対象外です。

【助成金の併用について】

番号	質問	回答
1	不燃化特区の助成と併用することができますか？	どちらか一方のみ利用可能です。
2	ブロック塀等改修費助成と併用することができますか？	併用できます。ただし、都市防災不燃化促進事業の助成とブロック塀等改修工事助成をそれぞれ申請が必要です。

【助成対象者について】

番号	質問	回答
1	親名義の土地・建物について子である自分が建築確認申請書上の建築主となって除却・建替えをするのですが、申請者はどのようにすればよいですか？	申請者は建築確認申請書上の建築主、工事契約名義及び工事代金領収書の宛名と一致させる必要があります。詳細は防災まちづくり課にご相談ください。

都市防災不燃化促進事業 Q&A

【事前相談・申請時期について】

番号	質問	回答
1	事前相談は必要ですか？	必要です。スケジュールや必要書類の確認のため、建築計画の段階での事前相談を必ずお願いしています。 お早目に、『申請に必要な書類』に記載されている必要書類を窓口にお持ちください。特に、土地・建物の権利に関しては関係者の押印が必要となり、時間を要する場合があります。事前相談の前に電話・窓口にて必要書類の確認をお願いします。
2	既に着工していますが、これから申請することは可能ですか？	着工後の申請はできません。また、申請をしても承認決定の前に着工すると、助成金を受けることができなくなります。
3	審査にはどれくらい時間がかかりますか。	標準事務処理期間として、申請受付後概ね15日（土日祝日、12/29～1/3を除く）をいただいております。お早めに事前相談のうえ、申請してください。
4	必要書類が全て揃っていないのですが、申請することは可能ですか？	必要書類が揃うまでは、申請書の受理はできません。お困りの場合はお問い合わせください。

【書類について】

番号	質問	回答
1	印鑑は実印を使う必要がありますか？	認印で構いませんが、ゴム印は使用できません。また、承認申請から交付請求まで、同じ印鑑を使用する必要がありますのでご注意ください。
2	土地・建物全部事項証明書、住民税納税証明書、戸籍謄本等の書類は原本が必要ですか？	コピーで構いません。 なお、住民税納税証明書又は非課税証明書については、現年度若しくは前年度のものを提出してください。

都市防災不燃化促進事業 Q&A

【登記・権利関係について】

番号	質問	回答
1	登記されていない建物を除却するのですが、申請することは可能ですか？	建物全部事項証明書の代わりに建物の建築年、構造、㎡数、所有者のわかる書類を提出してください（家屋課税台帳の写し、固定資産税評価証明書等）。併せて「建物所有の申出書（未登記）」を提出してください。
2	売買で所有権が移っているものの、所有権移転登記をしていない建物について申請したいのですが可能ですか？	原則は所有権移転登記が必要です。 除却予定の建物など所有権移転登記が困難な場合は、関係書類が確認できれば助成可能な場合がありますので、お早目にご相談ください。
3	相続で所有権が移っているものの、相続登記をしていない建物について申請したいのですが可能ですか？	下記の書類を添付してください。 ① 遺産分割協議書の写し ② 現状の建物全部事項証明書 ③ 建物全部事項証明書上の所有者（被相続人）と相続人全員の関係がわかる戸籍謄本 ④ 申請者以外の法定相続人全員分の同意書（法定相続人） ※ 遺産分割協議書の内容でその他の書類が省略される場合があります。詳細はご相談ください。

【緑化について】

番号	質問	回答
1	敷地の緑化はどの場合に必要ですか？	敷地面積が 100㎡以上の場合 は必要です。 緑化の計算式等は「助成額表（別表3）」に記載されておりますのでご確認ください。詳細はご相談ください。
2	敷地内の緑化基準は何に基づいていますか？	東京における自然の保護と回復に関する条例（以下都条例）により定めています。 都条例では、敷地1,000㎡未満の場合は届出義務がありませんが、区の要綱では、敷地100㎡以上の場合、都条例に適合するものに助成する旨定めています。（※ただし小規模敷地に対する緩和措置あり） また、敷地面積300㎡以上の場合、大田区緑化条例の規制対象になり、別途届出が必要です

都市防災不燃化促進事業 Q&A

【助成金交付について】

番号	質 問	回 答
1	助成金はいつ頃支給されますか？	建物竣工後、区が助成の要件通りに建築されていることを確認し、全ての手続きが完了後にお支払いとなりますので、資金計画を立てる際はご注意ください。

【問い合わせ先】

大田区まちづくり推進部 防災まちづくり課 市街地整備担当
〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
電話 03-5744-1338（直通）